

■ 防災基本計画（令和2年5月29日 中央防災会議決定） 抜粋

- ✓ 国及び地方公共団体は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。
- ✓ 国、高速道路事業者及び地方公共団体は、高速道路のサービスエリア、道の駅等を警察機関、消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。

■ 国土強靱化計画年次計画2020（令和2年6月18日 国土強靱化推進本部決定） 抜粋

- ✓ 自治体が策定する地域防災計画に基づき、自治体と役割分担を図りながら「道の駅」の防災設備を整備するとともに、広域的な復興・復旧活動拠点となる「道の駅」を重点的に支援する「防災道の駅」認定制度を導入する。

京都府内の道の駅（18駅）と防災道の駅候補（2駅）

